

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和3年9月2日(2021.9.2)

【公開番号】特開2021-106046(P2021-106046A)

【公開日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2021-032

【出願番号】特願2021-66341(P2021-66341)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10 (2012.01)

G 07 B 15/00 (2011.01)

【F I】

G 06 Q 50/10

G 07 B 15/00 L

【手続補正書】

【提出日】令和3年7月4日(2021.7.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

駐車場を管理する駐車場管理システムであって、

前記駐車場に設置され、ユーザが、そのユーザの車両の前記駐車場からの出庫時に、駐車料金を計算する計算機能を有する精算機と、

決済サーバと

を含み、

ユーザは、出庫時に、駐車料金を電子決済方法で精算する場合に、通信端末を操作し、
その通信端末は、ユーザによって操作されると、精算リクエストを前記精算機に送信し

、
その精算機は、前記精算リクエストを受信すると、駐車料金の計算結果についての電子
決済リクエストを前記決済サーバに送信し、

その決済サーバは、前記電子決済リクエストを受信すると、前記駐車料金についての電子
決済を行う駐車場管理システム。

【請求項2】

前記通信端末は、前記精算機との間で近距離無線通信を行い、それにより、前記通信端
末は、ユーザが前記精算機の近傍に居ることを条件に、前記精算機を用いて前記電子決済
を行う請求項1に記載の駐車場管理システム。

【請求項3】

前記通信端末は、前記精算機との間の双方向通信を行う際に、前記精算機との間で、ユ
ーザに関する同じ固有情報を共有することにより、前記精算機と前記通信端末との紐付け
を行う請求項1または2に記載の駐車場管理システム。

【請求項4】

前記精算機は、前記通信端末から信号を受信すると、その通信端末以外の通信端末から
の信号の受信を禁止する請求項1ないし3のいずれかに記載の駐車場管理システム。

【請求項5】

前記駐車場は、複数の駐車位置を有し、

前記精算機は、駐車位置ごとに、駐車車両の有無を管理し、

前記通信端末は、前記出庫時に、前記駐車場における複数の駐車位置のうちユーザによって選択された選択駐車位置を識別するための識別情報を前記精算機に送信し、

その精算機は、前記精算リクエストと前記識別情報とを受信すると、その識別情報によって識別される前記選択駐車位置について駐車時間を計算して前記駐車料金を計算する請求項1ないし4のいずれかに記載の駐車場管理システム。

【請求項6】

請求項1ないし5のいずれかに記載の通信端末としてコンピュータを機能させるためのプログラム。

【請求項7】

請求項1ないし5のいずれかに記載の管理サーバとしてコンピュータを機能させるためのプログラム。

【請求項8】

請求項1ないし5のいずれかに記載の精算機としてコンピュータを機能させるためのプログラム。

【請求項9】

請求項6ないし8のいずれかに記載のプログラムをコンピュータ読み取り可能に記録した記録媒体。